



## 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見

2019年5月27日

BSA | The Software Alliance (BSA)<sup>1</sup>は、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下「中間整理」といいます。）に関して、個人情報保護委員会（以下「貴委員会」といいます。）に対して以下の通り意見を提出します。

### 総論

BSA 会員企業は、世界各国で、クラウドコンピューティング、データ分析、機械学習及び人工知能等最先端の技術及びサービスを提供し世界を牽引しています。現代のデータ社会において企業がグローバルに事業を行うためには、各国の個人情報保護に関する法律及び制度がグローバルに相互運用可能であり、円滑な越境データ移転が促進されることが非常に重要です。

BSA会員企業は、強固な対策によって個人情報を保護することが、顧客の信頼を構築し維持するために必須であることを認識しています。これは、消費者や社会が、最新のソフトウェア関連技術が支える経済的及び社会的発展から恩恵を受けるために必要なことです。この理由から、BSAは、企業が正当な事業上の利益を追求することを可能としながら、消費者が自己の個人情報をコントロールして、消費者の期待に合致した個人情報利用を確実に行うことができる、ユーザー中心のデータ保護フレームワークを支持します。

BSAは、世界中のデータ保護フレームワークの開発において上述した点を含む成果を促進するため、グローバル・プライバシー・ベストプラクティス<sup>2</sup>を作成しました。グローバル・プライバシー・ベストプラクティスは、個人データの収集及び利用の透

<sup>1</sup> BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、政府やグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を代表する主唱者です。BSAの会員は世界で最もイノベーティブな企業で構成されており、経済を活性化させ、現代生活を向上させるソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントンDCに本部を置き、60カ国以上で活動するBSAは、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンス・プログラムを先導し、技術革新の推進とデジタル経済の成長を促す公共政策を提唱しています。

BSAの活動には、Adobe, Akamai, Amazon Web Services, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, Siemens PLM Software, Slack, Splunk, Symantec, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, and Workdayが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

<sup>2</sup> BSAグローバル・プライバシー・ベストプラクティスは、[https://www.bsa.org/~media/Files/Policy/Data/2018\\_BSA\\_Global\\_Privacy\\_Best\\_Practices.pdf](https://www.bsa.org/~media/Files/Policy/Data/2018_BSA_Global_Privacy_Best_Practices.pdf)においてご覧になれます。

明性を高め、収集及び利用に対するガバナンスを提供することによって情報に基づく選択を可能にし、かつ、これを尊重し、消費者に自己の個人データについてのコントロールを与え、強固なセキュリティを提供し、正当な事業目的でのデータ利用を促進する施策の実現を支援するものです。

日本においては、2015年改正個人情報保護法により、個人情報の利活用を促進しながら、効果的に個人情報を保護する制度が実現されています。これは、欧州連合(EU)による十分性認定によって示されるように、国際的な相互運用を可能にし、国際的なデータ移転を促進する仕組みを提供するものです。

貴委員会は、個人情報保護のための独立した中央当局として設置されて以来、国際的な努力を通じて、グローバルに相互運用可能な個人情報保護制度の確立と円滑な越境データ移転の確保を積極的に推進してきました。中間整理に記載されているように、これらの取組みには、データ保護規制当局や政策立案者による国際会議への参加、EUとの十分性の相互認証の実現、APEC CBPRの積極的な推進が含まれます。BSAは、これら重要な分野において、貴委員会が引き続きリーダーシップを発揮されていかれることを真摯に希望しています。

貴委員会が、個人情報保護法の3年ごとの見直しを行って現行の個人情報保護制度の改善を検討する際、個人情報を効果的に保護し、個人データの正当な事業上の利用を可能とし、国際的な相互運用性を確保・促進し、越境データ移転を促進するという、現行法の特徴を維持することが重要です。

以下、貴委員会による検討のため、より具体的な意見を述べ提言をします。

## 提言

### 「第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方」について

個人は、自己のデータにコントロールを有し、必要に応じて、個人データについて開示、訂正、利用停止を請求できるべきです。他方、当該請求の範囲は現実的なものであり、かつ、その対応方法については、事業活動に不当な負担を課すことがないよう柔軟性を有するべきと考えます。

### データポータビリティ

中間整理の「開示請求」の箇所では、データポータビリティ、即ち、顧客があるプラットフォームから別のプラットフォームにデータを移転する能力について、自主的な取組に委ねるべきか、又は、法的に義務化すべきかを論じています。この点、中間整理は、民間の自主的な取組を歓迎する一方、EUのGDPRにおいて消費者の権利とされていることにも触れています。

BSAは、消費者が、組織に提供した自己の個人データにアクセスし、その写しを入手できるようにするための取組を支持します。また、データポータビリティに関するあらゆる議論は、消費者のニーズと期待、事業者のメリット、データポータビリティ

を義務化して「権利」とすることによるコストと負担を適切に考慮しなければならないとする、貴委員会の中間整理における見解に同意します。

クラウドサービスプロバイダーを含むソフトウェアサービスプロバイダーは、規制の介入がなくとも、創造的かつ革新的な方法で、データ移行およびポータビリティを可能にする傾向があります。それは各企業が、競合他社から顧客を獲得することに事業上の関心があり、そのためにデータ移行を可能にするツールを用意するためです。従って、貴委員会は、データポータビリティに対処するための規範的な規制アプローチを採用することは避けるべきと考えます。そのようなアプローチは、非生産的で、コンプライアンス・コストを増大し、革新的な方法でデータ及び技術を利用しようとする企業のインセンティブを低減させるなど、実務的に運用上の課題となる可能性が高いからです。

BSA は、貴委員会が、特定の仕組を規定し又はデータポータビリティのための国内標準を策定するのではなく、自主的に透明性をもって策定された業界主導の国際的に認められた標準の策定及び採用を奨励すべきと考えます。また、事業者は、消費者に当該情報を提供するための適切な手段及び形式を柔軟に決定することができるべきです。

仮に、貴委員会が、義務的なデータポータビリティ要件を規定すると決定した場合、組織が、正当な事業上の利益並びに他の消費者のプライバシー及びセキュリティを確実に保護できるようにするため、当該規定には適切な限度を設けるべきです。また、このような規定は、情報の保管又は提供に係る手段及び形式を含め、自主的なポータビリティへの取組について柔軟性を維持すべきです。

## 利用停止等（利用の停止又は消去）

中間整理によれば、現行法上、個人情報をも目的外利用したか不正の手段により取得した場合に限り、個人情報取扱事業者は利用停止等に応じる義務を課されているところ、このことが、個人データの利用停止又は消去の要望に対して多くの企業が自主的に対応しているにもかかわらず、一部の消費者に不満をもたらしていると指摘されています。実際、多くの事業者は、自主的な基準に従って、現行法第 19 条及び第 30 条が求める範囲を超えてそのような請求に対応しています。

BSA は、個人が自らの個人情報にコントロールを有することを支持します。個人情報の利用停止又は消去を請求する権利を含む、国際的に認められたベストプラクティス及び標準に整合した消費者の権利を実現することにより、この成果を達成することができます。これらの権利は、強固なデータ保護フレームワークのための強力な基礎となりますが、一方で、当該権利については、他の消費者の権利保護及び正当な事業上のニーズを考慮した事業者にとっての柔軟性確保等のため、適切な例外を設けることが不可欠です。

この点に関し、正当な法的若しくは事業目的上必要な場合又は対応が非現実的若しくは通常の事業活動を著しく妨げる場合に、事業者が一定の個人情報を保持する必要があるという中間整理の評価に BSA は同意します。一定の個人情報を保持する必要がある場合として、例えば、個人情報の取扱に関するその後の本人からの問い合わせ、

請求及び法的請求に対応する目的での保持があります。個人情報を保持しなければ、企業は当該請求に対応することに支障をきたします。個人情報の記録を保持する理由で他の重要なものとしては、他の消費者の法的権利の保護、研究目的、詐欺、なりすまし又は犯罪活動の検出又は防止、データ保存要件等の法的義務の遵守及びセキュリティの確保が挙げられます。

今後、個人情報取扱事業者が個人情報の利用停止又は消去に応じるべき範囲を拡張することとなった場合、個人情報取扱事業者が確実に正当な事業活動を遂行する能力を維持できるよう適切な柔軟性を与えるとともに、十分かつ合理的な例外規定を貴委員会が整備することをBSAは求めます。

## 「第2節 漏えい報告の在り方」について

中間整理において、個人情報保護法を改正し、一定の場合に個人データの漏えい報告を義務化することが検討されています。現在、日本では、データ漏えいをいつどのように報告するかについては、貴委員会が事業者の詳細なガイダンスを提供しているものの、データ漏えい報告は必須ではなく、これについて、日本における現行の事業慣行や国際的な議論の展開を考慮しながら、ガイダンスの義務化を検討としています。

BSAの経験では、個人情報保護フレームワークは、原則に基づき、結果重視であり、過度に規範的ではない場合に最も効果的です。この観点から、暗号化又は編集されていない個人データが不正取得され、これがなりすまし又は金融詐欺のような個人に損害を与える重大なリスクを引き起こす場合にのみ、規制当局又は本人に対する個人情報漏えい報告を事業者に義務付けることを推奨します。即ち、盗まれた個人データが暗号化されている場合や、個人の権利又は自由にリスクがない場合には、報告を義務付けるべきではありません。

更に、個人が意味ある漏えい報告を確実に受け取ることが重要であるため、漏えい報告をする前に、事業者が、セキュリティリスクの範囲を見極めて、漏えい再発防止のための徹底的なリスク評価を実施するための十分な時間を与えることが重要です。従って、個人情報保護法は、漏えい報告のための明示的な期限を設定するのではなく、事業者が漏えい発見後可及的速やかに報告することを要件とすべきです。

## 「第3節 個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」について

効果的な個人情報保護法は、個人データ収集の度に同意するか否かを決定しなければならないという負担から消費者を解放するような方向で企業の責任を促進すべきです。そして、中間整理に記載されるように、企業の責任を示す一つの方法として、GDPRによって義務付けられているデータ保護影響評価(DPIA)と同様の評価があります。DPIAは、データ処理対象である個人の権利及び自由に対するデータ処理の潜在的な影響とデータ処理の利点を事業者が比較考量することを支援します。個人データを処理する利点が残存リスクを上回るように、特定されたリスクが文書化された保護手段によって軽減されている場合、個人は十分に保護されます。そして、厳密な文書化された分析を通じて示されるとおり、このバランスが達成されている場合、積極的な同意

は求められるべきではありません。このようなバランスの取れたアプローチをデータ処理に対して適用することができなければ、データ処理の有効性、公正性、安全性及びセキュリティに加えてプライバシーを確保する方法で、人工知能等データ駆動型技術を進歩させるために必要なデータの量及び種類を取得することは非常に困難になります。従って、事業者がリスク評価を採用することが重要である旨の貴委員会の中間整理における指摘をBSAは支持します。

## 「第5節 ペナルティの在り方」について

個人情報保護法違反に対する罰則や救済措置は、当該違反から生じる損害に対し、効果的かつ比例的であるべきです。よって、現行の個人情報保護法における罰則を変更すべきか否かの議論は、日本の状況を鑑みて、効果的・比例的であるかを検討しなければならないという中間整理の考え方にBSAは同意します。中間整理に記載されているように、日本においては、貴委員会から個人情報保護法に違反している可能性がある旨の通知又は警告を受けた多くの企業が自ら違法状態を是正していることに鑑みれば、新たに課徴金を導入したり、罰則を引き上げる必要はないと考えます。

## 「第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方」について

### 法の域外適用

法の地域的な適用範囲に関して、データ保護フレームワークは、(1) 明確に居住者を対象とし、(2) 処理対象である個人データが、収集時に国内に所在するデータ主体から意図的に収集されたものであって、かつ(3) 現実かつ実効的な活動を行うことを可能にする安定した仕組みに基づいて国内に設立された組織が収集している場合の行為のみを規制すべきであるとBSAは考えます(BSA ベストプラクティス参照)。外国の主権との関係、日本における個人情報保護の実効性、他国が独自の法律を日本企業に対して課して執行を行い、日本企業の事業活動に制限がかけられるリスク、企業が二か国以上の異なる法律の遵守を命じられて国際的に大きな混乱を生じるリスクを鑑みれば、個人情報保護法の現在の範囲を超えて域外適用の拡張を行わないことを提言します。

中間整理に記載された「国内取得個人情報の国内サーバー保存義務付け」という意見については、中間整理にも問題意識が示されているとおり、BSAは、このような提案は、世界貿易機関(WTO)におけるデジタル貿易に関する日本政府の立場に反し、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CP-TPP)における日本のコミットメントと不整合になり得ると考えます。更に、上述のとおり、個人情報保護の実効性は、データが保管され処理される物理的な場所とはほとんど関係がありません。むしろ、データのセキュリティ及び個人情報保護は、データ処理者に移転するデータに対するデータ管理者のアカウントビリティを含む、データ管理者が適用する技術、システム及び手順の品質に依存します。

BSAは、データローカライゼーション要件の導入には強く反対し、このような政策は、個人データの保護強化という政策目標の達成に対して効果的ではなく、WTO及びCP-TPPにおける日本のコミットメント、更には安倍首相によって示されたDFFT(デ

ータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト) のビジョンと矛盾し、世界的なデジタル貿易の推進における貴委員会のリーダーシップを損なうことになると考えます。

BSAは、貴委員会が、引き続き個人情報保護制度の国際的調和及び相互運用性並びに関連する国際的執行機関間との協力を促進していただけるよう希望します。

### 越境移転の在り方

円滑な越境データ移転の確保は、デジタルエコノミー時代のイノベーションの前提です。全ての業界において、企業は、円滑な越境データ移転に大きく依拠しています。

日本の現行制度は、グローバルに事業活動を行っている企業にとって良好に機能しています。日本で事業活動をしている多くの企業、特に BSA 会員企業は、どこで保管され又は処理されているかにかかわらず、個人情報を含むデータが効果的に保護されることを確保するために、既に多くのリソースを投入しています。従って、BSA は、貴委員会が国際的データ移転について更なる制限を課すことを避けるよう強く求めます。個人情報が誰に又はどこに移転されるかに関わらず、事業者が個人情報保護について説明責任を果たす方が、特定の管轄地域へのデータ移転を制限するよりもはるかに効果的です。以上より、BSA は、貴委員会及び日本政府が、APEC CBPR、WTO 電子商取引交渉における意欲的なルール並びに日本の二国間及び地域貿易協定等グローバルな越境データ移転を円滑にする仕組みを推進し、国際的なリーダーシップを引き続き発揮することを期待しています。

### 結び

BSA は、中間整理に関する意見を提出する機会に感謝します。本意見が、中間整理の完成に向けて有用でありましたら幸いです。また、BSA は、中間整理を最終化する中で、貴委員会と意見交換及び協力を継続することを希望します。ご質問やご意見をお聞かせいただければ幸いです。

以 上